

障害者差別解消法（H28.4.1施行）の概要

○目的：障害者差別解消の推進による共生社会の実現

○差別の禁止

	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	しょうがいしゃ ごうりてきはいりよ 障害者への合理的配慮
くに ぎょうせいきかん 国の行政機関・ ちほうこうきょうだんたいとう 地方公共団体等		
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者		

さべつてきとりあつか 差別的取扱い

だれ なっとく できる理由りゆうや、やむを得ない理由りゆうなく、障害しょうがいを理由りゆうとして、
サービスの提供ていきょうを拒否きよひしたり、制限せいげんしたり、条件じょうけんを付けたりすることで
す。

れい 例：アパートを借りるとき

に障害しょうがいがあることを伝つた

えると、それを理由りゆうに

貸かしてくれなかった。



合理的な配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意志の表明があった場合に
おいて、負担が重たくない範囲で配慮を行うことです。

【合理的配慮の提供とは】

お店や会社、自治体が、障害のある人が困っているとき、その人の障害に合った工夫や配慮をすること
を求めています。

例：聴覚に障害のある

人には・・・

→手話や紙に書いたり、

身振り手振りなどで伝える。



例：知的障害のある人に

は・・・

→資料にフリガナをつ

けたり、わかりやすい

表現で説明する。



じょうれい けんとうけいか 条例の検討経過

もんだいいしき ○問題意識

- しょうがいしゃさべつかいしょうほう じっこうせい ほかん
① 障害者差別解消法の実効性の補完
- しょうがいしゃ どうよう しゃかいてきしょうへき さまざま い かか ひと
② 障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人
たい かだい
に対する課題

けんとうけいか ○検討経過

- しがけんしゃかいふくししんぎかい しもん へいせい ねん がつ にち
● 滋賀県社会福祉審議会に諮問（平成29年5月19日）
- じょうれいけんとうせんもんぶんかかい せっち けんとう
● 条例検討専門分科会を設置して検討

 しがけんしゃかいふくししんぎかい ち じ どうしん へいせい ねん がつ にち
滋賀県社会福祉審議会から知事へ答申（平成30年6月5日）

I 基本的事項

まえ文

※まえぶん前文とは・・・そのじょうれい条例のゆらい由来やけい経緯、そのきほんげんり基本原理を述べるぶぶん部分です。

- しょうがい障害の有無にかかわらず、ひとり一人ひとりがきほんてきじんけん基本的人権をきょうゆう享有し、そうご相互にじんかく人格とこせい個性をそんちよう尊重し合いながら共に生きる社会の実現は、わたし私たちけんみん県民のせきむ責務であること。
- かこ過去にしが滋賀でお起こったぎゃくだいじあん虐待事案にまな学び、にど二度とお起こさせないためのとりくみ取組についてせんげん宣言
- しゃかい社会のむかんしん無関心やりかいぶそく理解不足によりこりつ孤立するもの者へのきょうかん共感とりかい理解
- しょうがいしゃけんり障害者権利条約でしめ示されたりねん理念やしょうがい障害のしゃかい社会モデルがじょうれい条例のきそ基礎となっていること。
- わたし私たちは、あらた改めてしょうがいしゃさべつ障害者差別のかいしょう解消をちか誓うとともに、しが滋賀でたいせつ大切にされてきたふくし福祉のしそ思想の流れを受け継ぎ、きょうかん共感とれんたい連帯、きょうどうそして協働によるきょうせいしゃかい共生社会のじつげん実現を目指す。

もく でき 目 的

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
• 障害を理由とする差別の解消の推進

しょうがいしゃ じりつ しゃかいさんか む とりくみ
• 障害者の自立および社会参加に向けた取組

きほんりねんとう さだ
基本理念等を定める

すべ けんみん しょうがい う む わ へだ そうご じんかく こせい そんちょう
⇒全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重

あ きょうせい しゃかい じつげん きよ もくてき
し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする



この条例の対象となる「障害者」とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害により、障害および社会的障壁により継続的または断続的に、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人を対象としています。

（このような方であれば、障害者手帳を持っていない人も対象となります。）

社会的障壁とは・・・障害者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような

社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの



Ⅱ 障害を理由とする差別の解消

何人も障害を理由とする差別をしてはならないことを規定

⇒ 上乗せ・横出し条例

	差別の禁止	合理的配慮の不提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	<u>条例上の義務</u>
個人	<u>条例上の義務</u>	<u>条例上の義務</u>



分野別規定

特に以下の分野については実際の差別事例に基づき、具体的な内容を記載

→県民の皆さんに「障害者差別とは何か」を示す“物差し”となる部分

11の分野とその他

- ① 教育分野
- ② 労働・雇用分野
- ③ 商品の販売またはサービスの提供分野
- ④ 福祉分野
- ⑤ 障害福祉分野
- ⑥ 医療分野
- ⑦ 建物・公共交通分野
- ⑧ 不動産取引分野
- ⑨ 情報・コミュニケーション分野
- ⑩ 地域活動分野
- ⑪ 意思表示の受領分野
- ⑫ その他の分野

Ⅲ 差別に関する相談・解決のための体制

そ う だ ん
相 談

- 障害のある人だけでなく誰でも障害を理由とする差別に関する相談ができる
- 専門性を持って中立の立場で相談に応じる
「障害者差別解消相談員」を置く
- 障害者が相談する際に自らの立場を適切に表明するために必要な支援を行う「地域相談支援員」を福祉圏域ごとに置く

あ っ せ ん 申 立
もうしたて

- 相談で解決しない場合には、あっせんの手続きに移行
- あっせんの手続きは、委員会
のあっせん部会が行う

か ん こ く こ う ひ ょ う
勧告・公表

- 正当な理由なくあっせんに応じない場合、知事は勧告できる
- 勧告に従わないことに正当な理由がない時は公表すること
がある



要点



障害の捉え方を「障害の社会モデル」に！

- 障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方



- 県民、事業者、関係団体へ障害の社会モデルに対する啓発、研修を実施
- 障害者差別解消相談員、地域相談支援員に障害の社会モデル研修を実施



ちいきそうだんしえんいん 「地域相談支援員（地域アドボケーター）」の設置

かだい
【課題】

さべつ き さべつ こえ
差別に気づかない、差別があっても声をあげられない。



じしん そうだん むすか しょうがいしゃ よ そ そうだんないよう だいべん
自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁（サポート）

しょうがいしゃ けんり ようご そうだんいん やくわり にな ちいきそうだんしえんいん
するなど、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担う「地域相談支援員」

あら せっち
を新たに設置

ひと じぶん い い
すべての人が自分らしく生き生きと
く きょうせいしゃかい じつげん め ざ
暮らせる共生社会の実現を目指して！

みなさま きょうりょく ねが
皆様のご協力をお願いします。

